

月刊「国際税務」 2009 年 4 月号掲載

知られざる欧州の税制: 第 5 回

ロシアの法人関連税制概要

森山 進

英国勅許会計士 (FCA)

PwC 中・東欧ホールディングス・パートナー

糸井 和光

PwC モスクワ・ディレクター

1 ロシアの投資環境鳥瞰

筆者は 2007 年夏から秋にかけてロシアについて本誌に寄稿した。その時、「ロシアは資源だけではない。広大な中間層の出現こそ、ロシアの強みである」と述べた。その気持ちは今でも変わらないのだが、中間層を取り巻く経済環境はすっかり様変わりしてしまった。

ロシアの代表的な株価指数である RTS は、昨年 5 月に 2500 近くに上がり最高値を記録した。しかし、その後断続的に下がり続け、2009 年に入ると 500 を割り込んだ。これは 2004 年の水準である。2004 年という、その年の末に外貨準備高が初めて 1000 億ドルを超えた年である。その後、順調に伸び続け、昨年の秋には 6000 億ドル近くを記録した。しかし、今年に入ると、政府は金融機関等の救済に準備高の大幅な切り崩しを強いられ、1 月だけで 10% 近く減り、2 月 1 日時点で 3869 億ドルとなっている。半年もたたないうちに、3 分の 1 が消えてしまったのである。為替のほうも、昨年 11 月から段階的なルーブルの切り下げが始まり、対ドルで 3 割近く下落している。

マクロ経済的な側面だけを見ても、ロシアの深刻な状況は理解できないだろう。筆者は 2007 年に本誌で、「ある意味で、フラットタックスの導入が中間層を生み出し、信用経済の創出に寄与した」と述べたのだが、ロシアのポテンシャルのバロメーターであった爆発的な信用経済の拡大が、リーマンショック以降、一転してロシアのアキレス腱となってしまったのは皮肉な結末である。

筆者はロシアのみならず中・東欧全域を見ているのだが、東欧圏で既に国家が破綻寸前まで行ってしまったハンガリーやラトビアでは、日本ではあまり知られていないのだが、ある爆弾を抱えていたために、国民も破綻寸前に追い込まれている。それは、東欧で積極的な事業展開を進めていたスウェーデンやオーストリア等の金融機関の勧めに従って、為替リスクを理解しない国民たちが、単に「金利が安く見えるから」「そのうちユーロに参加するのだから」といった理由で、ユーロやスイスフラン建ての住宅その他の消費者ローンを借りまくり、その後、自国通貨がハード・カレン

シーに対し、3割、4割と下落したことである。しかも、そうした外貨建てローンの全体のローンに占める割合が、例えばラトビアの場合、8割近くに上るなど、尋常なレベルにない点が挙げられよう。

一方、ロシアの場合、そうした中・東欧諸国と異なり、比較的最近まで、それほど外貨建てのローンは一般的ではなかった。ところが、近年、ルーブル建ての金利が著しく高くなり、対ドルでルーブル高が続いたため、ドル建てのローン(自動車、住宅等)を組むロシア人が一気に増えていったのである。3割下落ということは、いきなりルーブル建ての毎月の返済額が3割増えるということである。悲鳴を上げている膨大な数のロシア人がいる状況を鑑み、ロシア政府は、中間層向けの自動車(即ち購入価格1万ドル程度の車)ローンを提供する企業に対し、総額で5000万ドルの助成金を出す方針を公表した。また、ロシアは世界中の主要自動車メーカーの生産拠点誘致に成功しているが、現在ロシアの自動車業界は危機的状況にあり、去年まで最高益を誇っていた企業でさえ在庫の山を抱えているという。このため、政府は、ロシアおよび一部の外国の自動車会社から、車両や部品を政府が買い取る資金として、2011年までに3億ドル超の予算を組む予定であることも発表している。さらに、新車販売を活性化するため、海外からの中古車輸入について、当局は本年度より関税率を引き上げている。

このように厳しい状況にあるロシアだが、筆者の印象としては、日系企業のロシア投資熱はあまり変わっていないようである。特に、これまで「ロシアは非常に高い」というイメージがあったのだが、円高とルーブルの段階的切り下げが重なり、日本企業にとってロシアは安い国になったのも一因であろう。

以上、ロシアの最近の状況について俯瞰してみたが、確かに、短期的には波乱含みと考えておくのが無難であろう。少なくとも、一時期一部の経済学者たちによって盛んに喧伝されていたデカップリング理論は明らかに誤りと言えるのではなかろうか。特に、サブプライム問題の全貌がまだ米国で見えていない以上、今後ロシアへの影響なしとは言えないだろう。だが、中長期的に考えると、ロシアの成長可能性については論を待たない。ロシアでビジネスを行うには、欧米と比べて困難な面が多々ある点は否めない。しかしながら、専門家を有効に使い、「陰」に関するリスク管理を徹底しながら、地道に、愚直に、徹底的に努力を重ねていけば、かならず満足いくリターンが見込める市場である点は間違いないだろう。

ロシア連邦	
首都	モスクワ
面積	17,075,000 平方キロメートル
人口	1 億 4,200 万人(2008)
公用語	ロシア語
通貨	ルーブル
EU	非加盟
NATO	非加盟
OECD	非加盟(加盟候補国)
WTO	非加盟
一人当たりの GDP	14,692 ドル(2007 IMF:購買力平価)
GDP 成長率	8.1%(2007)
外貨準備高(2008 年 9 月)	5736 億ドル
外貨準備高(2009 年 2 月)	3869 億ドル

2 法人にかかる税

法人税

ロシアでは、20%を最高税率とした法人税率が定められている。このうち、連邦政府予算に充当される部分が 2%、地方政府予算に該当する部分が最高で 18%として設定されている。「最高で」というのは、地方政府が、裁量で最高 4.5%まで地方予算充当分を減らすことができるからである。

納税義務者及び課税所得の範囲

定款規定により、主たる事業所あるいは法的主体がロシアに所在する会社は、居住者として、全世界所得が課税対象となる。ロシア国内の恒久的施設(PE)を有する外国法人については、ロシア国内源泉所得のみが法人税の対象となる。PE のない外国法人であっても、特定の所得はロシア源泉課税の対象となる(源泉税の項目参照)。

PE は税法により規定されており、ロシアにおいて固定的施設(支店、事務所、工場、建設現場、代理人等)を有し、そこで継続的に一定の事業活動を行う場合、原則として、恒久的施設を有すると判断される。また、PE に該当しない活動としては、本店に対して行う活動のうち、準備的又は補助的な性格の活動が挙げられている。しかしながら、租税条約によっては異なる PE の定義が設けられている可能性もあり留意を要する。

ロシア国内において年間 30 日以上活動する外国企業は、活動内容が課税対象か否かに関わらず、原則として、税務当局における登録義務が発生する。

活動内容が「準備的又は補助的な性格の活動」であっても、本店以外の第三者に無償の役務提供を行う(又はそのように当局が判断した)場合は PE とみなされ、当該役務に関わる費用について、コストプラス 20%で課税され得る。

政府との生産物分与契約に基づき、地下資源採掘を行う場合は投資優遇税制を利用できる可能性がある。

益 金

原則として全ての事業活動に伴う収益が益金として算入され法人税額が算定される。

【キャピタルゲイン】

ロシアではキャピタルゲイン課税という独立した制度はなく、法人税計算上の益金項目として扱われる。資産の売却に伴い発生する譲渡益は、売却価額と取得原価(償却性資産については減価償却額控除後の純資産価額)の差額として算定され、他の所得と同様に法人税法上の課税所得に合算される。固定資産売却損(キャピタルロス)については、当該資産の残存耐用年数にわたって毎年均等割りで法人税計算上、損金算入できる場合がある。

【資本参加免税制度】(受取配当金)

2008年1月1日より、ロシア法人が外国法人(政府規定の「ブラックリスト国」でないこと)及びロシア法人の株式の50%以上を最低1年間保有した場合、以下の要件を充たす場合には、当該外国法人及びロシア法人からの配当金は非課税となる。

- ・資本金への出資(保有株式)が最低365日間保持されていること。
 - ・出資金(保有株式価格)が最低5億ルーブル(約2000万ドル)であること。
- なお、当該要件を充たさない場合、税率9%が適用される。

損 金

原則として(法律上損金不算入項目のリストに載っていない限り)、以下の三点を充たせば、会計上の経費項目は税務上、損金計上することができる。

- (1) 経済合理性がある。
- (2) 収益獲得活動との直接の因果関係が認められる。
- (3) 書類等により上記が立証できる。

また、一定の経費は資産化又は繰延処理が認められている(天然資源の開発費用、ソフトウェア費用、修繕費用、固定資産の売却損等)。

直近の税制改正により、2009年1月1日より、これまで不明瞭だった役員報酬の取り扱いが明文化され、損金不算入項目となった。

なお、損金算入項目ならびに損金不算入項目の一覧表が政府により公表されている。但し、たとえ損金算入項目のリストに載っていたとしても、あるいは経済合理性やビジネス上発生した経費である点が明白であったとしても、実務上、証憑書類の不備などを理由に損金否認されるケースが少なくない。また、直接的ではなく、間接的に収益獲得に貢献する経費についても否認される傾向にある。

【減価償却費】

ロシアでは定額法と定率法ともに用いられている。定額法の使用が要請される一部の資産を除いて、原則として、どちらの方法を用いてもよい。但し、これまでは傾向として定額法を採用する企業が多く、また一度選んだ方法を変更することはできなかった。しかし、税法改正により、定率法の使用制限が緩和されたため、今後は定率法を採用する企業も増えるかもしれない。

ロシアでは、非常に詳細な耐用年数表が政府の通達により発表されている(かなり詳細なリストのため、紙面の関係で割愛させていただく)。リストに載っていない場合は、原則として、資産スペックに応じて、納税者が耐用年数を定めることができるが、専門家の判断を仰いだほうが賢明であろう。

土地は償却資産ではないが、土地所有権取得にかかる費用を5年以上で償却することができる(但し、過年度課税所得の3割を上限とする)。

ファイナンス・リース契約の対象資産については、会計上定められている通常の償却率の3倍での加速償却が認められている。これまでは、定率法の場合は、加速度償却が禁じられていたが、今回の改正により、定額法と同じく容認された。また、リースに関して、他国とは異なり、ロシアでは契約当事者間で貸手と借手のどちらが対象資産を資産計上し減価償却するか、契約書上で定めることができる点に特徴がある。

【欠損金】

税務上発生した欠損金は、原則として10年間の繰越が可能である。欠損金の繰戻は認められていない。

源泉税

ロシア非居住者・外国法人への配当には、国内法上、15%の源泉税が課される。

商標やライセンス使用等による支払利息については、外国法人のロシア国内の恒久的施設(PE)を通じて支払われない場合、原則として20%源泉税が課される。

船舶、航空機又は他の自動車や国際輸送に使用されるコンテナ等の使用、メンテナンスまたはリースに伴う所得には源泉税10%が適用される。

なお、日露租税条約(ロシア政府は、新条約が締結されるまでは、原則として、旧ソ連が締結した租税条約を、ロシアと当該国の条約として容認)に基づく軽減税率は、配当は15%、利子及び使用料は10%と規定されている。日本の税務当局から居住者証明書を取得し、アポストイーユ認証を受けるという作業を、支払前に完了しておく必要がある。

移転価格税制

以下の取引を行う場合、移転価格税制の対象(支配取引)とみなされ、当局による税務調査が行われる可能性がある：

- 関連企業間取引
- 国外企業とのクロスボーダー取引
- 物々交換取引(サービスも含む)
- 取引価格が短期間で市場価格と比較して20%を超える変動がある取引(ロシア国内取引も含む)
- その他

現在ロシアで認められている移転価格の算定方法は以下の通りで、少なくとも名称上は、OECDガイドライン規定の基本三法に類するものとなっている：

- (1) 独立価格比準法
- (2) 再販売価格基準法
- (3) 原価基準法

なお、上記三法のうち独立価格比準法の適用が優先され、比較対象が存在しない場合などに、それ以外の方法の使用が容認される。ロシアにおける再販売価格基準法と原価基準法は、売上総利益ではなく、純利益に着目した分析であるため、実質上TNMM法(取引単位営業利益法)に近いといえよう。なお、利益分割法は認められていない。

比較対象取引の市場価格算定の際に、税務当局は「公式情報源」を用いることになっているが、ロシア国家統計局からはその種の情報が得られないことも多い。このため、関税当局や商工会議所、あるいは地方当局などから情報入手を行うケースも少なくない(当然、ベンチマーキング等を

行う際も、公式データを用いなければならない)。ただし、過去の多くの判例では、国家統計局の
みを「公式情報源」としているため、構造的な問題がある。他方、この「公式」情報源という縛りに
ついて、定義が明文化されていないため、納税者サイドにとっては対策を立てにくいという問題も
孕んでいる。また、調査官の経験不足等から、移転価格税制先進国の当局において勘案される
様々な調整要因が無視されることもあり得る。

また、現時点では文書化規定は定められていないが、実務上、日本本社がグループ会社用に
作成する移転価格方針にロシアの法令を加味して文書化しておくのが賢明であろう。機能分析に
関する規定も定められていない。

現在、ロシアは移転価格税制の改正案を検討中だが、導入が遅れており 2010 年より前に導入
される見込みはない。独立企業間原則の導入や文書化規定等が盛り込まれるといわれている。

導入後は、徐々に移転価格税制先進国のような洗練されたルールや調査体制が整備されてい
くものと思われるが、過渡期においては、調査における属人性(調査官ごとの知識・経験のバラツ
キ)の影響は高くなるとされる。

過少資本税制

直接、間接保有を問わず 20%を超える持分を有する国外(支配)株主等からの負債に対しては、
過少資本税制が適用される。また、ロシア国内の姉妹会社間の負債(国外株主の関連者である
ロシア企業から、同じ国外株主が直接又は間接に 20%以上の株式を保有する別のロシア法人に
貸付等が行われた場合)や外国法人又はそのロシア子会社による債務保証がなされた負債につ
いてもロシアの過少資本税制は適用される。

この場合、資本負債比率 1 対 3 が適用され(金融機関やリース会社には 1 対 12.5 の負債資本
比率を適用)、原則として、当該超過部分に相当する支払利息は損金として認められず配当とみ
なされ源泉税の対象となる。

連結納税

執筆時点において、ロシアには連結納税制度は規定されていない(但し、2008 年より法案が審
議されており、当該法案によると、連結納税グループ企業は、直接又は間接に 90%以上の持株
関係等の要件を充たす必要がある)。

タックスヘイブン対策税制

ロシアにはタックスヘイブン対策税制はない。

申告及び納税

ロシアにおける法人税法上の事業年度は暦年である。他の事業年度は認められていない。申告および納付は、月次か四半期か選択することができる。年次確定申告期限は毎年3月28日となっている。

税務調査

ロシアの連邦税法には、以下の原則が明記されている。

- ・税法上の規定に矛盾点や不明瞭な点が認められた場合には、原則として納税者に有利な解釈がなされなければならない。
- ・調査等における立証責任は税務当局側にある。
- ・税務当局は納税者に対して守秘義務を負う。

以上が原則だが、事実上、調査官は経済的実態よりも法的形式を重視する傾向が強く、かなり厳しい調査になるケースが少なくない。また、通達などで法令の解釈が明示されるケースも極めて少ないため、納税者サイドでは対策が立てにくい傾向にある。

調査頻度についても、西欧と比べるとかなり高く、対象としては、法人税関連と VAT 関連の調査が多い。しかも税務裁判所まで持ち込まれるケースも少なくない。但し、各種統計によると、税務裁判所における納税者の勝訴率は高い点から、裁判所は経済的実態を形式よりも優先していると言えるかもしれない。

次に税務調査の種類としては以下のものがある。

(1) 机上調査(準備調査および書面照会による調査)

実地調査は行わずに、申告書等の資料を基に税務署内で行う税務調査。申告日から3か月以内に行われなければならない。机上調査は、様々なケースで用いられるが、VAT 還付申請を行うと、原則として、必ず机上調査が行われる。

(2) 実地調査

連邦税法によると、実地調査において、当局は以下の権利を有する(抜粋)：

- ・実地調査許可証の提示をもって、納税者家屋の立入り調査を行うこと
- ・証人の立会いのもと納税者の所有物を調査すること
- ・納税者に対し補足説明や関連書類の提出を要求すること
- ・証人に対して尋問すること
- ・令状提示かつ納税者と証人立会いのもと、必要書類を押収すること
- ・その他

実地調査は原則として2か月を超えてはならないと規定されているが、4か月までは延長されることがある(注:例外的には6か月まで延長可能)。

遡及的調査については、原則として、実地調査を行う事業年度から遡って過去3事業年度までしか、当局は遡及的に調査を行う権利を有していない(机上調査については無期限)。但し、「調査妨害」などの理由で、当局は、調査期間を延長する権限を有する。

間接税

付加価値税(VAT)

標準税率は18%である(現在、政府はVAT税率の変更を検討中といわれているが、導入時期は未定)。輸出や輸出関連取引等は免税(0%課税)となる。食料品、子供用品、医療サービス等は10%の課税となる。又、金融サービス等は非課税取引である(駐在員事務所への事務所賃借も非課税取引)。

VAT課税対象取引を行うことで発生した経費や固定資産・無形固定資産の購入・輸入により発生するVATは、売上VATとの相殺が可能となる。出張費、広告費に関するVAT控除は、法人税控除と同様、一定限度が設定されている。VAT非課税売上に関連して発生した経費にかかるVATは原則として控除することができない。

2008年1月1日より、以下の取引がVAT非課税となった:

- ソフトウェア・ノウハウ・データベース等の独占使用权、発明の移転(商標は除く)
- 特定の研究開発活動
- 負債の譲渡

VAT控除を行うためには所定の請求書が発行され、かつ法令上要請されている全ての形式要件(記載事項)を充たしている必要がある。

VAT還付は、輸出関連取引の場合や仕入VATが売上VATを超えるような場合に、証憑要件を充たせば、理論上は3か月以内に発生する売上VATや他の税金との相殺又は現金還付請求が可能である。しかし、現実には現金還付を受けるのは極めて難しいのが実情である。また、VAT還付ポジションにある企業に対して当局は机上税務調査を行う。

注:なお、実務的な話ではあるが、著者が関与している案件を見ている限り、2008年から当局の還付に対する対応に若干柔軟性が出てきたようにおもわれる。実際、今までに見られなかったような大型の還付がなされたケースが散見されるからだ。これが今後の当局のスタンスを暗示するものか否かは現時点では不明だが、今後の状況を静観していきたい。

コンサルティング、マーケティング、エンジニアリング、ソフトウェア開発、広告などについては、顧客が活動拠点をロシアに持っていれば、VAT 課税対象となる。運輸サービスは、ロシア企業によりサービスが提供され、出発地又は終着地がロシア国内にある場合は、VAT 課税対象取引となる。

ロシアには VAT 登録という独立した制度はない。一方で過去 3 か月間の売上高が 200 万ルーブル以下であった場合には納税免除申請が可能である。但し、申告及び税務登録後最初の 3 か月間は将来の予想売上高に関わらず VAT の支払義務が生じる。

2008 年 1 月 1 日より、四半期申告が可能となった。納付は翌月 20 日までに行われなければならない。

なお、工場設備等を輸入した場合、輸入 VAT の免除が受けられる場合がある。「ロシアに同等物がない生産用機械及び技術装置」と認定された場合に免除を受けることができる。直近の税制改正に基づき、近々、政府は適格資産リストを公表予定である。これまでは、ロシア法令上、上記「生産用機械及び技術装置」に関する明確な定義が存在しなかったため、関税当局が発行するリスト等に基づき判定がなされていた。このため、実務上は、当該資産のスペックや該当する関税コード等の詳細を吟味した上で、リストに載っている資産項目に該当するか否かを判断する必要があったため、今後は判断が容易になるであろう。

関 税

ロシアでは、多くの物品の輸入に際し、輸入関税が適用される。原則として、輸入関税は関税評価額を基準とする従価税(ad valorem)の形で課されるが、場合によっては従量税が適用される場合もある。また、物品によっては、従価税と従量税を折衷した形(混合税)で課される場合もあるため、課税標準の算定方法はさまざまである。

関税評価額算定方法は、GATT および WTO 規定の基本原則に則っている。物品はロシアの HS 品目分類コード(国際 HS 分類に準拠)に沿って分けられる。関税率は関税品目による。

関税率は 100%から印刷物、一部の食料品、優遇税率対象品目に適用される 0%まで、多岐にわたるが、平均税率は関税評価額に対して 5%から 20%といわれている。関税の支払いは輸入通関時かその前になされる必要がある。国ごとの関税率は 5 種類あり(CIS 諸国、最恵国待遇対象国、発展途上国など)、日本については、「基本税率」が適用される。CIS 諸国からの輸入については、一定の条件を充たせば、関税が免除される。また、発展途上国については、基本税率の 75%が適用される。

外国人投資家が生産機械及び装置等を輸入し、設立資本として現物出資する場合には、関税が免除となりうる。但し、当該規定に加え、現物出資に際し考慮しなければならない法人税法上の関連規定において不明瞭な部分があり、実務上、専門家の意見を仰いだ上で、適用可否を判断すべきであろう。また、ロシア政府は昨年、700 品目に及ぶ技術設備等について輸入関税の免除(0%)を導入した。先述の輸入に関する VAT 免除規定と併せると、効率的に部品等の輸入を行うことができる環境が整備されつつあるように思える。

物品税

一定の品目の輸入販売又は製造に対して課税される。課税方法については、販売価格や関税評価額、又は 1 単位当たりのルーブル固定額といった方法があり、上記のいずれか又はその組み合わせで課税される。

2009 年から 2011 年にかけて、連邦予算案の関連でほとんどの品目に対して物品税の増税が行われる予定である。なお、ガソリンや軽油等については 2011 年から変更の予定。

その他の税法

固定資産税

納税者の貸借対照表上の償却対象固定資産の平均帳簿価額に対して最大 2.2%で課される地方税。地方当局は、投資優遇策の一環として、弾力的に当該税率を減免する権限を有する。

PE を通じてロシア国内で事業活動を行う外国法人はロシア会計基準を用いて課税標準の算出を行わなければならない。ロシア国内に不動産を所有し PE を持たない外国法人は当局の定める公示価格に基づいて固定資産税を支払わなければならない。

土地税

土地を所有又は永久使用権をもつ法人および個人に対してかされる市町村税のこと。税率については土地の種類別公示価格の 0.3%から 1.5%となっている。

天然資源採掘税

天然資源の種類によって適用税率は異なる。原油に課される天然資源採掘税は、所定の産出量 1 トンあたりの税率に、ルーブル・ドル為替レートと原油価格に基づく一定の算定式で決定される係数をかけて算定される。(2009 年より算定法がやや変わり、税率は 5%程度下がったといわれている)。また、ゼロ課税は特定のグリーンフィールド(石油やガスの未採掘地)に適用される。

投資促進制度と外国為替制度

投資促進制度

ロシアでは、下記のような税務上の優遇措置が設けられており、これらの規定がそれぞれ地方政府の裁量で外国投資家に対して適用される：

- ・最高 4.5%を上限とする法人税の軽減措置
- ・固定資産税の免除又は減免措置
- ・土地税、輸送税の免除又は減免措置

【特別経済地区】

90年代には、エリツィン政権による無秩序な地方分権化政策の下、多数の経済特区が設定されたが、プーチン政権になると、カリーニングラード州とマガダン州を除いて全て廃止された。

その後、2005年7月22日の連邦法に基づき、2006年にロシア国内にいくつかの経済特区が生まれた。この背景には、プーチン政権による、「強いロシア」の建設という大義(資源依存型経済からモノ作り国家への転換)と中央集権強化(連邦主導の統一的な枠組みの制定と新設の連邦経済特区管理庁による管理)がある。経済特区には工業生産特区、技術導入特区、観光奨励特区、港湾特区の4種類があるが、現時点で認定されている技術導入及び工業生産特区は以下の通りである：

種類	所在地	事業分野
技術導入特区	サンクトペテルブルグ市	ITなど
技術導入特区	モスクワ市ゼレノグラード区	マイクロエレクトロニクスなど
技術導入特区	モスクワ州ドゥブナ市	核技術など
技術導入特区	トムスク州トムスク市	バイオ、化学など
工業生産特区	リベツク州グリャジ地区	家電生産、家具生産など
工業生産特区	タートルスタン共和国エラブーガ地区 (タートル語でアラブーガ)	自動車部品生産など

投資優遇税制を受けるためには、最低投資額と優遇税制の上限が規定されている。工業生産特区では、最低1000万ユーロの投資を行わなければならない(初年度には少なくとも100万ユーロ)。なお、全ての特区は最長20年間にわたって設けられており、関税及びVATは特区内で免除される(観光奨励特区を除く)。物品税も免除対象外となっている(特別港湾地区内で使用されたものは除く)。

外国為替管理

外国為替法は連邦法で規定されている。かつては、厳格な通貨規制をしいていた時期があったが、経済の安定化に伴い、2006年夏に連邦政府と中央銀行は外国為替の分野でも規制緩和に

踏み切った。この結果、ほとんどの規制は廃止されたが、まだいくつかの規制は残っているので注意を要する。ロシアの銀行は外国為替管理法の違反について中央銀行に報告義務がある。

なお、外国為替法のもとでは、純粋な為替取引だけでなく、現金同等物による取引(外国通貨、外貨建有価証券等)や居住者・非居住者間のルーブル建取引、有価証券取引も規定の対象となる。

全ての外国為替取引は以下の3つの取引に分類される:

- 居住者・非居住者間の取引
- 居住者間の取引
- 非居住者間の取引

【居住者・非居住者間の取引】

2006年7月1日以降、居住者・非居住者間の外国為替取引が容易になり、現在、特に規制はない。それ以前においては、居住者・非居住者間に発生する特定の為替取引(貸借、国内あるいは外国有価証券の売買等)については制限されており、特別銀行口座の利用が求められたり、留保要件が存在した。上述の制限については、外国為替市場の自由化及び為替取引簡略化のため、ロシア国立銀行及びロシア連邦政府により廃止された。

【居住者間の取引】

居住者間の為替取引については、一部に規定されている取引を除いて、原則として禁止されており、支払いはルーブル建てで行わなければならない。また、居住者は、ロシアの銀行から外貨建ての借入を行うことはできない。

【非居住者間による為替取引】

非居住者間の外国為替取引については、特に規制は存在しない。また、非居住者はロシア国内において、ルーブル建有価証券の売買についても自由に行うことができる。

【外国為替取引パスポート】(deal passport)

中央銀行は引き続きローンや輸出入、サービスの提供、知的財産権等に関わる居住者・非居住者間の為替取引を、当事者に「取引パスポート」の使用を義務付けることにより、モニタリングしている。

【国外銀行口座】

国外の口座の開け閉めについて、ロシアの居住者(法人と個人)は中央銀行に報告義務がある。また、ロシアの内国法人については、国外口座の資金の流れを示した報告書を中央銀行に提出

しなければならない。個人については、毎年年初に国外口座の残高証明を中央銀行に提出しなければならない。

【外貨の持ち込み・持ち出し】

外貨(現金・トラベラーズチェック・有価証券等を含む)の持ち込みについては、1万ドル以上の場合、税関申告書を提出しなければならない。また、個人による外貨の持ち出しについては、3000ドルまでは申告不要だが、3000ドル以上1万ドル未満については税関申告書が必要となる。1万ドル以上の場合、入国時に提出した税関申告書上に記載された外貨持込額を限度に持ち出すことができる。

【外貨の送金】

クロスボーダーで取引活動を行う居住者は、原則として、獲得した外貨及びルーブルの全てをロシアの銀行口座に送金しなければならない。但し、資金の貸手が非居住者である場合、貸手の外国銀行口座に直接送金することもできる場合がある。

このように、ロシアにおける外国為替に関する規制は規制緩和のうねりの中でほぼ廃止されたが、上記のように、まだ若干の規制が残っているため、ロシア投資を検討される際には、注意が必要である。

その他

有限責任会社法

有限責任会社法の改正があり(本年7月1日より施行予定)、すべての既存のOOO(有限責任会社)は2010年1月1日までに定款の変更が要請される。実務上のポイントとして、変更した定款の登記には時間を要するため、前倒しで準備が必要となる。また、これまでOOOの場合、社員は出資権の買い取りをいつでも会社に要求できる、など少数持分をもつ社員に有利な規定があり、現地企業との合弁等でこの形態を用いる外国企業は少なかった。しかし、改正後は、社員間で持分譲渡や議決権等について規定できるようになるため、OOOの利便性は向上するものと思われる。

戦略的重要指定産業分野に関する法律

また、昨年度より新法が導入され、外国企業による資源や通信など政府規定の42の「戦略的重要指定産業分野」に関係するロシア企業への投資については、当局による事前承認が要請される。但し、指定産業分野の詳細や承認等の手続きについて明確な規定が欠けている点が問題視されている。

【参考文献】『拡大欧州投資・税制ガイド』(スティーブ・モリヤマ著:中央経済社刊)